

第6章 武力攻撃やテロ等の発生時における対応

○事案への対応

事前の対応

- ① 平常時においては、万が一の場合に備えて、迅速な対応が行えるよう管理職は、校内における危機管理体制を整え、教職員に周知し、共通理解を図る。また、武力攻撃等の兆候がある場合は、警戒を怠らず、情報収集に努める。
(構築しておく危機管理体制等)
 - ・教職員、児童生徒及び保護者の緊急連絡網
 - ・児童生徒への指導内容及び指導方法(安全確保の行動等)
 - ・緊急時における避難経路、避難場所等 等
- ② 教職員は、校内で構築している危機管理体制を踏まえ、万が一、武力攻撃等が発生した場合、児童生徒の安全確保等、適切な対応がとれるように備える。
- ③ 教職員は、児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた適切な安全指導を行う。安全指導を行う際は、政府が国民の安心・安全の確保に万全を期していることを説明するなど、児童生徒が必要以上に不安になることがないように、心理面に配慮しながら行う。

発生時の対応

(1) 授業中等の対応例

<事案発生直後の対応>

- ① 武力攻撃等の発生により、警報等の緊急情報が全国瞬時警報システム(Jアラート)等により伝達された場合、警報等の内容を把握するとともに、テレビ、インターネット等により情報収集に努め、落ち着いて行動する。管理職は、警報等の内容を踏まえ、教職員に直ちに必要な指示を行い、教職員は、警報等の内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒の安全を確保するための行動をとる。

【武力攻撃等の内、弾道ミサイル発射時の対応例】(※児童生徒へ指示する内容等)

(屋内にいる場合)

- ・できるだけ窓から離れ、可能であれば窓のない部屋(部屋でなくとも、窓に面していない廊下等)に移動する。 ※あらかじめ、移動する場所を検討しておく。
- ・適当な部屋がない場合や別の部屋に移動する時間的な余裕がない場合は、部屋の中央に集まり身を伏せたり、その場で机の下に隠れるなどして、身を守る。
- ・頭部を保護し(カバンなど、身の回りにある物などで頭部を覆う)、低い姿勢で身を伏せる。(窓がある場合は、窓より身を低くして伏せる)
- ・(時間的な余裕があれば)ドアや窓は全て閉め、カーテンを閉める。

(屋外にいる場合)

- ・できるだけ頑丈な建物に避難する。(校庭等の児童生徒は、直ちに、校舎内に避難)
※建物に避難した後の行動は、「屋内にいる場合」と同じ
- ・建物がない場合又は建物に避難する時間がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

(万が一、近くにミサイルが落下した場合)

- ・屋内にいる場合は、できるだけ窓のない部屋に移動する。窓がある場合、窓やカーテンを閉め、換気扇があれば換気扇を止める。可能であれば、目張りをして室内を密閉する。
- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

(ミサイルが日本を通過した場合)

- ・ミサイルが日本の上空を通過するなど、被害がない場合も、追加の警報等の情報を踏まえ対応する。
- ・万が一、落下物等の不審な物を発見した場合は、決して触ったり、近づいたりせず、直ちに警察、消防等に連絡する。

<事案発生による影響への対応>

- ② 武力攻撃等の発生状況について、テレビ、インターネット等により情報収集を行う。管理職等は、学校、学校周辺に被害等がある場合、安全を確保した上で、児童生徒及び教職員の安否確認、施設の被害状況等の確認を行う。人的な被害が発生した場合は、速やかに応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等を行う。
- ③ 管理職等は、必要に応じて武力攻撃等発生による状況等について、保護者や所管の教育委員会へ連絡を行う。また、被害状況に応じて関係機関へ応援、救助要請等を行う。

④-1 学校外への二次避難等が必要ない場合

管理職は追加の警報等の内容や児童生徒の状況を踏まえ、教育活動の継続等について検討する。

○授業の継続

- ・屋内避難指示等が解除されるなど安全が確保され、児童生徒のけがや動揺等がない場合、授業を継続する。

○授業の打ち切り

- ・武力攻撃等による影響が大きい場合、授業を打ち切り、安全が確保された段階で児童生徒の保護者への引き渡し又は（集団）下校を行う。

④-2 学校外への二次避難等が必要な場合

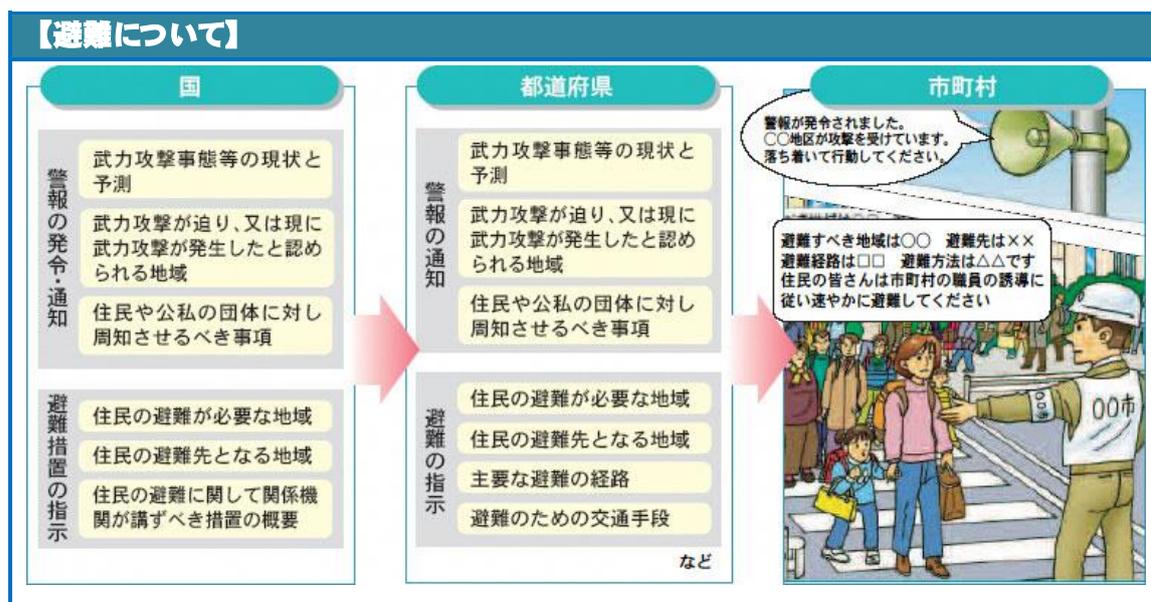
武力攻撃等による被害等発生の場合は、屋内避難等を継続するとともに、速やかに学校外への二次避難等の要否を検討する。管理職等は、警報等の内容を踏まえ、必要な対応を行う。

○直ちに学校以外の避難先へ避難が必要な場合

- ・避難指示内容等を踏まえ、避難準備を行う。教職員は、非常持ち出し品を持参し、児童生徒に用意できる長袖・長ズボン（できる限り肌等が露出しないもの）、帽子、マスク、雨ガッパ、防寒着等の着用やその他の携行品を準備させ、避難先に引率する。
- ・避難先への避難後、避難児童生徒、教職員の人数等を把握する。児童生徒の不安に対する心理面へのサポート等を行う。
- ・避難先に避難後、児童生徒の避難情報等を保護者に届けるよう、様々な媒体を通じて試みる。
- ・避難先の責任者に、避難した児童生徒及び教職員の人数等を連絡するとともに、児童生徒の食事や睡眠場所の確保等が円滑に行われるように依頼する。
- ・児童生徒の避難状況等について、所管の教育委員会へ連絡する。

○学校外へ避難が必要だが時間的な余裕がある場合

- ・学校以外の避難先へ避難は必要だが、避難を開始する日時が定められるなど、避難を行うまでに時間的余裕がある場合、児童生徒の保護者への引き渡し、（集団）下校等を行う。
- ・保護者と連絡が取れない場合など、避難が必要な日時までに引き渡しができない児童生徒がいる場合は、学校から教職員とともに避難を行う。後から学校に迎えに来る保護者がいることも想定して、児童生徒の避難先や学校の対応状況等の情報を校内に掲示、メールで送信しておくなど、保護者との情報共有に努める。
- ・避難先に避難後、児童生徒の避難情報等を保護者に届けるよう、様々な媒体を通じて試みる。
- ・児童生徒の引き渡し状況、避難状況等について、所管の教育委員会へ連絡する。



(2) 登下校中、校外活動中、休業日等の対応例

○登下校中の場合

- ・管理職は、警報等の内容を踏まえ、在校している教職員に直ちに必要な指示を行い、在校している教職員は、警報等の内容、管理職の指示等を踏まえ、在校している児童生徒の安全を確保するための行動をとる。

※児童生徒は、自ら安全確保の行動をとる（建物に避難する。建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る）。公共の交通機関を利用している場合は、車内に流れる情報や係員の指示を注意して聞き、その指示に従って行動する。

（教職員は、児童生徒自身で安全を確保する行動がとれるよう、あらかじめ指導しておく。

また、安全確保の行動をとった後の児童生徒の対応（例：自宅と学校のどちらか、近い方に向かう等）について、あらかじめ検討し、学校、児童生徒、保護者間で共通理解を図る）

- ・状況に応じて、教職員は登下校中の児童生徒を含めて安否確認等を行う。
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）等により、警報等の緊急情報が伝達された場合、警報等の内容を踏まえ、始業前であれば、臨時休業とするか、臨時休業としない場合も授業開始時間の変更等を行うか判断を行う。下校時間帯であれば、下校の一時見合わせ等について検討を行う。

○校外活動中（遠足、修学旅行等）の場合

- ・教職員は、武力攻撃等が起こったとき、又は兆候があるときは、スマートフォン、携帯電話、ラジオ等で武力攻撃等の情報収集を行うとともに、児童生徒に対する安全確保の行動に関する

指示や最寄りの安全な場所への避難等を行う。

- ・教職員は、児童生徒の不安に対する心理面へのサポート等を行う。人的な被害が発生した場合は、応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等の対応を行う。
- ・公共の交通機関や施設内では、係員の指示に従って行動する。
- ・教職員は、学校と連絡を取り、児童生徒の安否情報等を連絡する。
- ・教職員は、現地で入手した警報等の内容、学校からの指示等を踏まえ、今後の対応を行う。
※校外活動の計画段階から、緊急時における情報伝達方法や避難方法について検討を行う。また、児童生徒に対し、自由行動中等における避難行動や連絡手段等について、事前に指導を行う。

○休業日・夜間等の場合

- ・教職員は、警報等の内容を踏まえ、自らの安全を確保し、状況に応じて学校へ参集し、児童生徒の安否確認、施設の被害状況の確認等、役割を分担して対応を行う。

(3) 武力攻撃の種類等に応じた行動

安全確保の行動、避難行動等については、武力攻撃の種類に応じた対応が必要となる（武力攻撃の種類は、武力攻撃の手段、規模の大小、攻撃パターンにより異なるが、「着上陸侵攻」、「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空攻撃」が想定される）。

また、それぞれの種類で、NBCR（核（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological））災害についても考慮することも必要であり、警報等をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、落ち着いて行動する。

※武力攻撃の種類等に応じた行動の留意点については、内閣官房の国民保護ポータルサイト参照（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）

○その他

避難所運営等への協力、援助

武力攻撃等が発生した場合、事態の推移により学校に避難所が開設される場合がある。避難所の開設、管理、運営は都道府県知事（又は市町村長）が実施することになるが、学校においては、避難所の開設等の協力、援助を行う。

なお、避難住民等の施設への受け入れ等においては、NBCR災害の想定も必要であるが、詳しい情報が不足している事案発生当初においては、汚染・感染の拡大防止等について、留意が必要となる。

【事案発生当初の留意事項】（児童生徒在校時）

○武力攻撃等発生現場付近からの避難住民等に対する避難所が学校内に開設された場合

避難住民等の施設への受け入れ等については、NBCR災害による二次災害防止等（人的な接触制限、汚染・感染の拡大防止措置等）を考慮することが必要。

学校においてNBCR災害への対応が必要な場合は、専門的な知識や装備を有する機関の職員が学校に派遣されることになるが、当該職員が派遣されるまでは、正確な情報収集に努め、県等からの指示に従い対応する。

※安全が確認されるまで避難所対応は、施設の管理業務を中心に行うなど、状況を踏まえて対応する。

(児童生徒の安全確保)

- ・NBCR災害の危険性等がある場合、県等からの指示を踏まえ、児童生徒は避難所とは別の場所（教室等）に待機させる。安全が確認されるまでは、児童生徒は避難所に立ち入らせないなどの対応をとる。

(保護者対応)

- ・保護者が児童生徒を迎えに来た場合、NBCR災害の危険性や屋内避難指示等を踏まえ、保護者と児童生徒の引き渡し等は、安全が確認された後に行う。
- ・NBCR災害による二次災害（汚染・感染）の危険性等がある場合、県等からの指示を踏まえ、一時的に保護者を児童生徒とは別の場所で受け入れるなどの対応をとる。（状況に応じて避難住民等に対する避難所とは別の場所に受け入れる）

※安全が確認できた段階で児童生徒との合流等を行う。

- ・児童生徒の引き渡し等に際しては、学校と保護者間であらかじめルール（警報等の内容に従い、屋内避難指示が出ている場合は学校に迎えに来ない。学校から引き渡しの連絡があった後に学校に迎えに来る等）を定め、学校と保護者の間で認識を共有しておくことも重要。

参考（避難所の指定、開設の流れ等）

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第148条第1項により、都道府県知事は、国民保護法施行令（平成16年政令第275号）第35条で定める基準を満たす施設（学校等）を当該施設の管理者の同意を得て、避難施設として指定する。
- ② 武力攻撃等が発生し、被災者の救援が必要となった場合、都道府県知事（又は市町村長）は、避難住民等に対し、救援（収容施設の供与等）を行う。 <国民保護法第75、76条>
- ③ 都道府県知事は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、収容施設の供与等として、避難施設その他の適切な場所に避難所の開設等を行い、避難所の運営、管理を行う。この場合、都道府県知事は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。 <国民保護法第75、76、80条等>
- ④ 学校に避難所が開設された場合、学校は、避難所の開設、運営、管理の協力、援助を行う。

国民保護法

(避難施設の指定)

第148条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

国民保護法施行令

(避難施設の基準)

第35条 法第148条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であ

ること。

二～五 略

○安全管理の充実

教職員研修、避難訓練等

- ① 教職員の危機管理能力を向上するための校内研修等を実施する。
- ② 通常の災害等を想定した避難訓練等とあわせて、武力攻撃等の観点も含めた様々な状況を想定した訓練を計画的に実施する。
- ③ 校内訓練以外にも、首長部局等が行う訓練や地域住民が参加する訓練に加わるなど、関係機関や地域との連携を強化する。（万が一の場合に備え、学校内の対応だけでなく、地域全体で円滑な情報収集、安否確認、避難、救助活動等が行えるよう、地域住民等と連絡体制を構築するなど、信頼関係を築き、連携、協働を進めていく）

○参考【情報伝達、警報発令等の流れ】

武力攻撃等から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があるときは、国から警報発令、都道府県知事等への通知が行われ、さらに住民の避難が必要なときは都道府県知事に対し、住民の避難措置を講ずるよう指示が出される。都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を市町村の住民広報を通じて住民に伝達する。

警報が市町村から住民に伝達される際は、武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生した地域に、原則として特別なサイレン（国民保護に係るサイレン）を使用した市町村防災行政無線等により周知される。

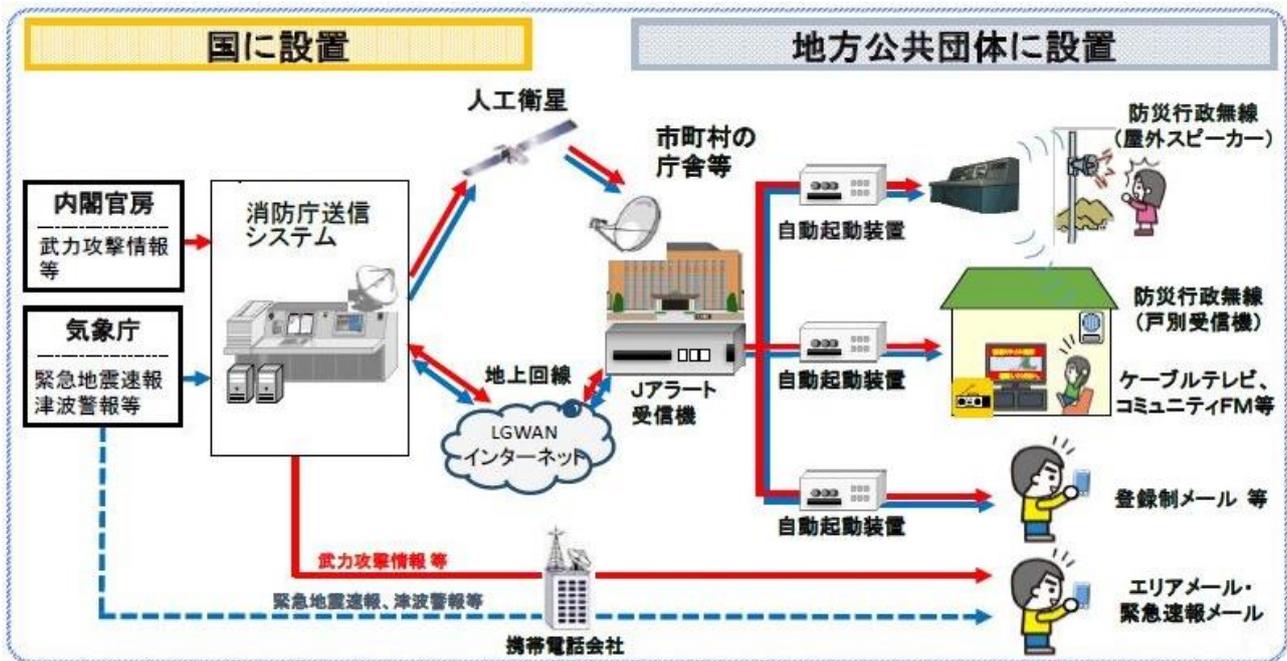
また、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生したのか、あるいは発生するおそれがあるのか、どのような行動が必要なのかなどについて、情報発信が行われる。

【全国瞬時警報システム（Jアラート）】

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

※全国瞬時警報システム（Jアラート）により、国からの情報が携帯電話やスマートフォンにも緊急速報メールとして配信される。

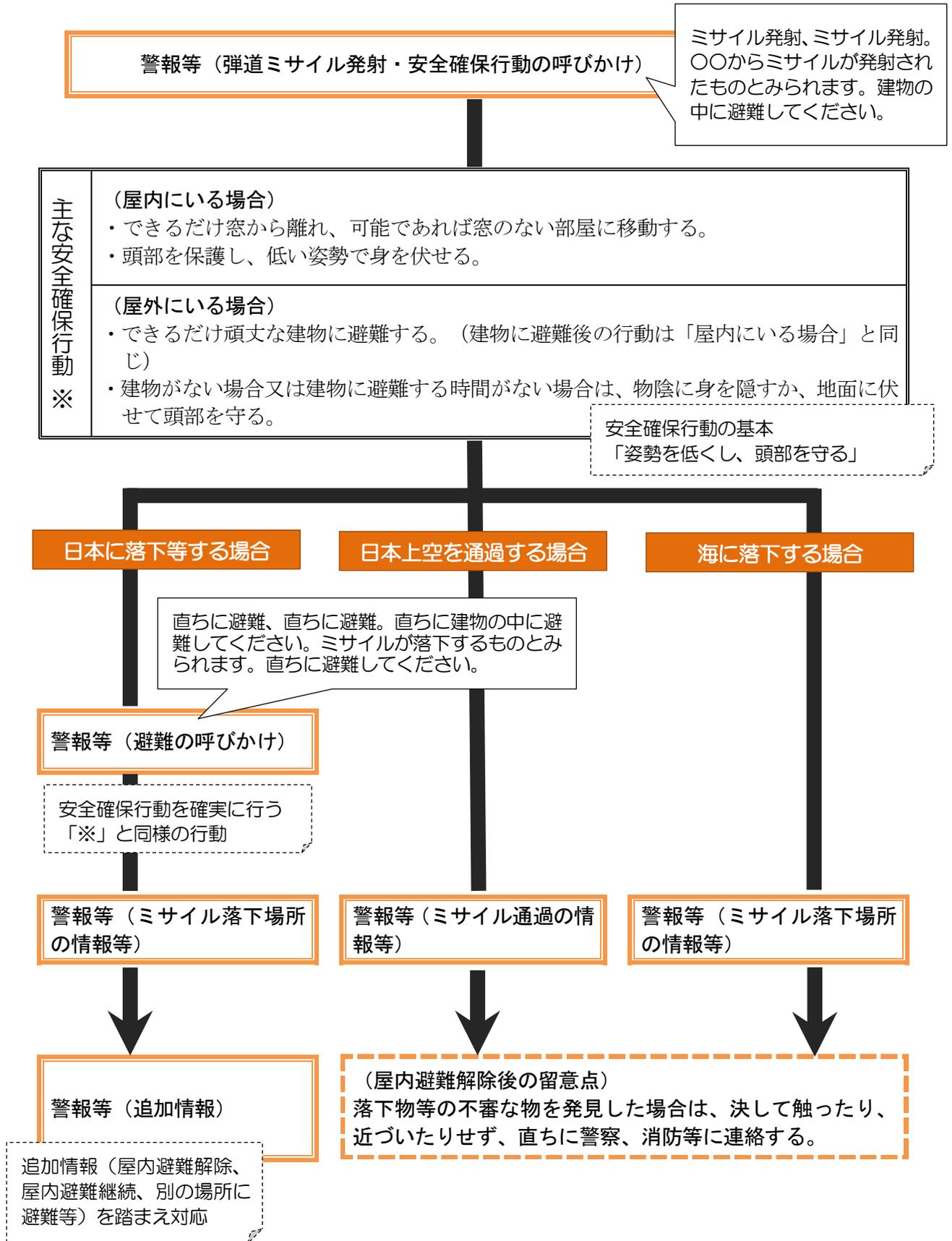
全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達後の対応については、情報の種類（弾道ミサイル発射情報、緊急地震速報等）に応じた判断が必要。弾道ミサイルの場合は、「屋内避難や窓から離れる」、緊急地震速報の場合は、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に移動するなど、回避すべき危険によって対応が異なることを踏まえて、児童生徒へ指導することが必要。どのような危険からどのように避難するのか、状況に応じて適切に判断し行動できるように、訓練を通して実践していくことが重要となる。



○関係法令等

- ・国民保護法
- ・鳥取県国民保護計画、各市町村の国民保護計画

1 全体的な対応例



2 授業中等の場合（対応例）

○弾道ミサイル発射

○警報等（J-ALERT 等で受信、市町村防災行政無線等で緊急情報が伝達）

- ・警報等の内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 1 児童生徒の安全確保、避難等

管理職	○警報等の内容を踏まえ、教職員に児童生徒の安全確保等を指示
教職員	○警報等の内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒に安全確保の行動を指示 ・屋内：「窓から離れる、頭部を保護し、低い姿勢で身を伏せる」 （時間的余裕がある場合） 「窓のない部屋に移動」（あらかじめ、移動する場所を検討しておく） 「ドアや窓を閉める。カーテンを閉める」 ・屋外：「校舎内等、近くの建物に避難」 （建物がない場合又は建物に避難する時間的余裕がない場合） 「物陰に身を隠す」、「頭部を保護し、地面に身を伏せる」
児童生徒	○教職員からの指示に従い、安全確保の行動をとる

（万が一、近くにミサイルが落下した場合の安全確保の行動）

- 屋内：できるだけ窓のない部屋に移動。窓がある場合、窓やカーテンを閉め、換気扇があれば換気扇を止める。可能であれば、目張りをして室内を密閉する
- 屋外：口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れる
外気からの密閉性の高い屋内または風上へ避難する

○弾道ミサイル通過等

- ・追加の警報等の内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 2 児童生徒の安否確認等

- ・状況に応じて、児童生徒の安否確認等を行う

（学校の対応例）

- ・児童生徒の安否確認、けがの有無等を確認
- ・けがをした児童生徒がいる場合、速やかに応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等を行う
- ・児童生徒の心理的ケア等、不安に対する対処を行う
- ・児童生徒の保護者、所管の教育委員会に連絡を行う

STEP 3 教育活動の継続等

- 追加の警報等の内容（避難措置継続又は解除等）や児童生徒の状況等を踏まえ、教育活動の継続等について検討する

（学校の対応例）

<授業の実施>

- 避難措置が解除されるなど、安全が確保され、児童生徒に動揺等がない場合、授業の実施を検討する

<授業の打ち切り>

- ミサイルが県内（周辺府県を含む）上空を通過又は国内に落下するなど、影響が大きい場合、授業の打ち切りを検討する
- 授業を打ち切る場合も、避難措置が解除されるまで、児童生徒を学校に待機させる
- 避難措置解除後、安全が確保された段階で、児童生徒の保護者への引き渡し、（集団）下校を行う

STEP 4 下校、保護者への引き渡し等

授業終了後、下校

授業打ち切り後、児童生徒の保護者への引き渡し又は（集団）下校

3 登下校中の場合（対応例）

○弾道ミサイル発射

○警報等（J-ALERT 等で受信、市町村防災行政無線等で緊急情報が伝達）

- ・警報等の内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 1 児童生徒の安全確保、避難等

管理職	○警報等の内容を踏まえ、在校している教職員に児童生徒の安全確保等を指示
教職員	○在校している児童生徒がいる場合、警報等の内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒に安全確保の行動を指示 ※指示内容は「教育活動中」と同じ
児童生徒	○自ら安全確保の行動をとる ※教職員は、児童生徒自身で安全を確保する行動がとれるよう、あらかじめ指導しておく ※また、安全確保の行動をとった後の児童生徒の対応（例：自宅と学校のどちらか、近い方に向かう等）について、あらかじめ検討し、学校、児童生徒、保護者間で共通理解を図る

○弾道ミサイル通過等

- ・追加の警報等の内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 2 児童生徒の安否確認等

- ・状況に応じて、在校中以外の児童生徒を含めて安否確認等を行う

（学校の対応例）

- ・在校している児童生徒のけがの有無の確認、登下校中の児童生徒の所在、安否確認等を行う

STEP 3 教育活動の実施等

- ・追加の警報等の内容（避難措置継続又は解除等）等を踏まえ、教育活動の実施等について検討する

（学校の対応例）

- ・ミサイルが県内（周辺府県を含む）上空を通過又は国内に落下するなど、児童生徒への影響が大きい場合、臨時休業について検討する
- ・臨時休業としない場合も、始業前であれば、授業開始時間の変更を検討する
- ・下校時間帯の場合、下校の一時見合わせを検討する